
令和5年度
企業を対象とした反社会的勢力
との関係遮断に関するアンケート
(調査結果)

2024年1月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、令和5年9月から10月に全国の企業10,000社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 無作為に抽出した全国の企業10,000社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 令和5年9月から10月

2 回収結果

調査票の回収数は、2,329通（回収率23.3%）であった。

II 回答企業のプロフィール

表1 業種（複数回答）

1. 建設業	348 (14.9 %)
2. 製造業	274 (11.8 %)
3. 運輸・通信業	372 (16.0 %)
4. 不動産業	198 (8.5 %)
5. 卸売・小売業（商社を含む）	478 (20.5 %)
6. 銀行業	50 (2.1 %)
7. 証券・保険業	39 (1.7 %)
8. その他金融業	106 (4.6 %)
9. 飲食業	117 (5.0 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	36 (1.5 %)
11. その他サービス業	400 (17.2 %)
12. その他	190 (8.2 %)
13. 無回答	17 (0.7 %)
全体	2,329 (100.0 %)

※1社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は100%にならない。

表2 所在地

1. 北海道	145 (6.2 %)
2. 東北地方	72 (3.1 %)
3. 東京都	746 (32.0 %)
4. 関東地方（東京都を除く）	319 (13.7 %)
5. 中部地方	182 (7.8 %)
6. 近畿地方	465 (20.0 %)
7. 中国地方	156 (6.7 %)
8. 四国地方	30 (1.3 %)
9. 九州地方	196 (8.4 %)
10. 不明および無回答	18 (0.8 %)
合計	2,329 (100.0 %)

表3 売上高

1. 1,000万円未満	100 (4.3 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	180 (7.7 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	141 (6.1 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	280 (12.0 %)
5. 1億円以上3億円未満	453 (19.5 %)
6. 3億円以上5億円未満	210 (9.0 %)
7. 5億円以上10億円未満	213 (9.1 %)
8. 10億円以上100億円未満	481 (20.7 %)
9. 100億円以上	223 (9.6 %)
10. 無回答	48 (2.1 %)
合計	2,329 (100.0 %)

表4 従業員数

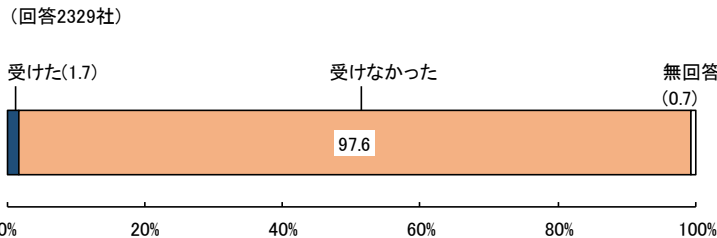
1. 5人未満	574 (24.6 %)
2. 5人以上10人未満	356 (15.3 %)
3. 10人以上50人未満	691 (29.7 %)
4. 50人以上100人未満	182 (7.8 %)
5. 100人以上500人未満	332 (14.3 %)
6. 500人以上1,000人未満	72 (3.1 %)
7. 1,000人以上	116 (5.0 %)
8. 無回答	6 (0.3 %)
合計	2,329 (100.0 %)

Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

1.1 不当要求の有無について

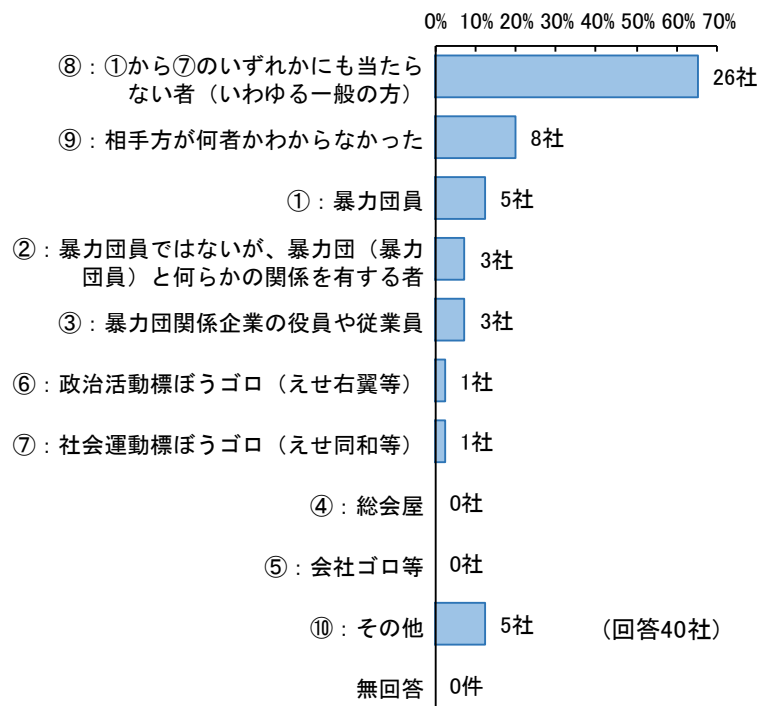
過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の1.7%(40社)であった。



1.2 不当要求の相手方について(複数回答)

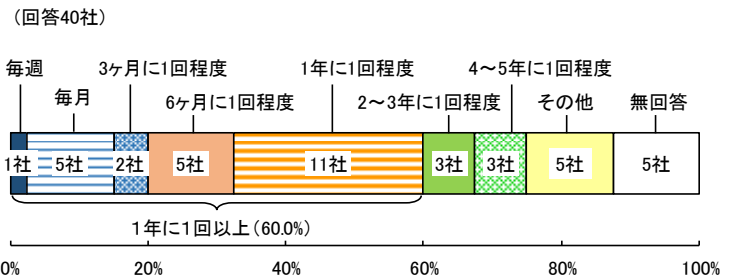
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業40社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「①から⑦のいずれかにも当たらない者(いわゆる一般の方)」が26社と最も多く、以下「相手方が何者かわからなかった」(8社)、「暴力団員」(5社)、「暴力団員ではないが、暴力団(暴力団員)と何らかの関係を有する者」、「暴力団関係企業の役員や従業員」(ともに3社)と続く。

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業(①から⑦のいずれかに不当要求を受けた)は8社であった。



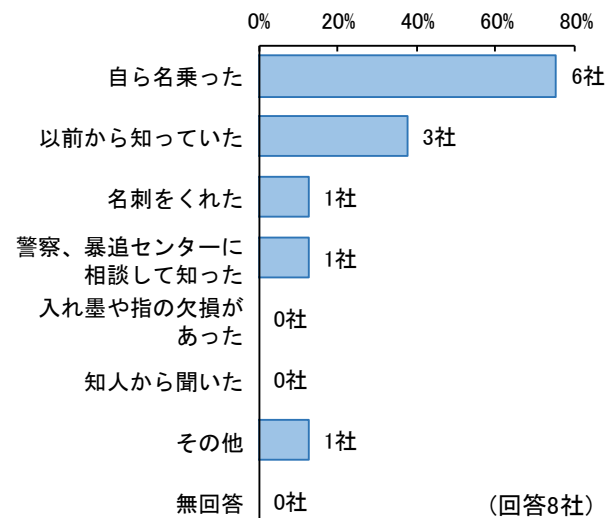
1.3 不当要求の頻度について

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業40社についてその頻度をみると、「1年に1回程度」が11社と最も多く、全体の60%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。



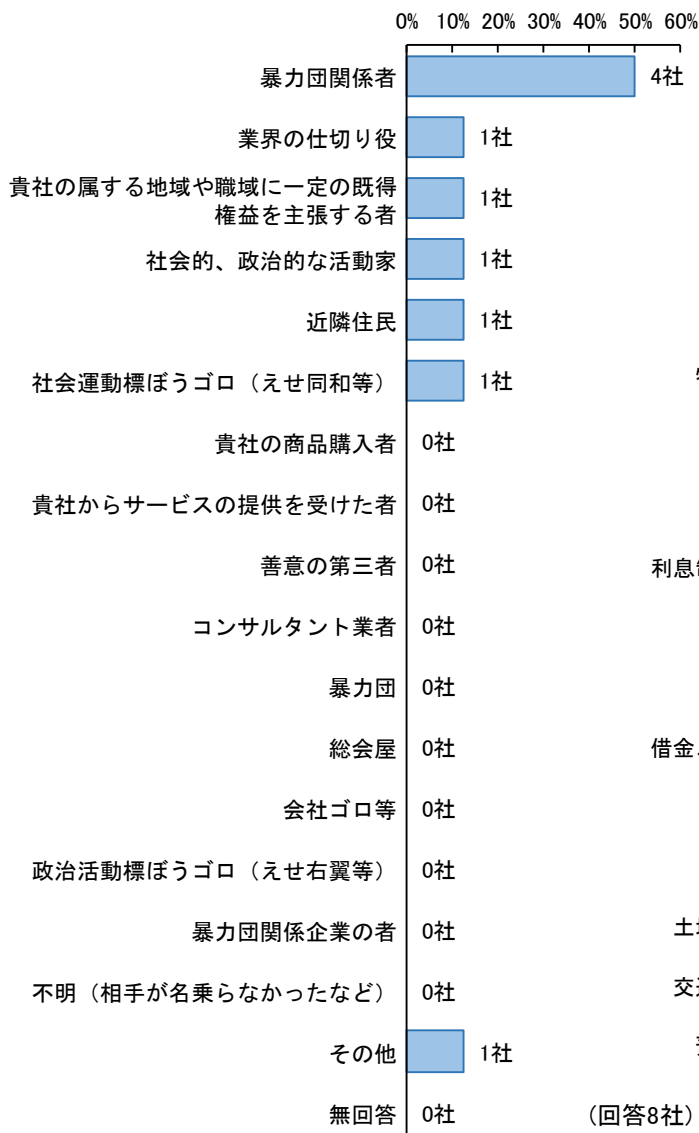
1.4 不当要求の相手方が反社会的勢力と認識した理由について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業8社について、その相手方が反社会的勢力であると認識した理由をみると、「自ら名乗った」が6社と最も多く、以下「以前から知っていた」(3社)、「名刺をくれた」(1社)、「警察、暴追センターに相談して知った」(1社)と続く。



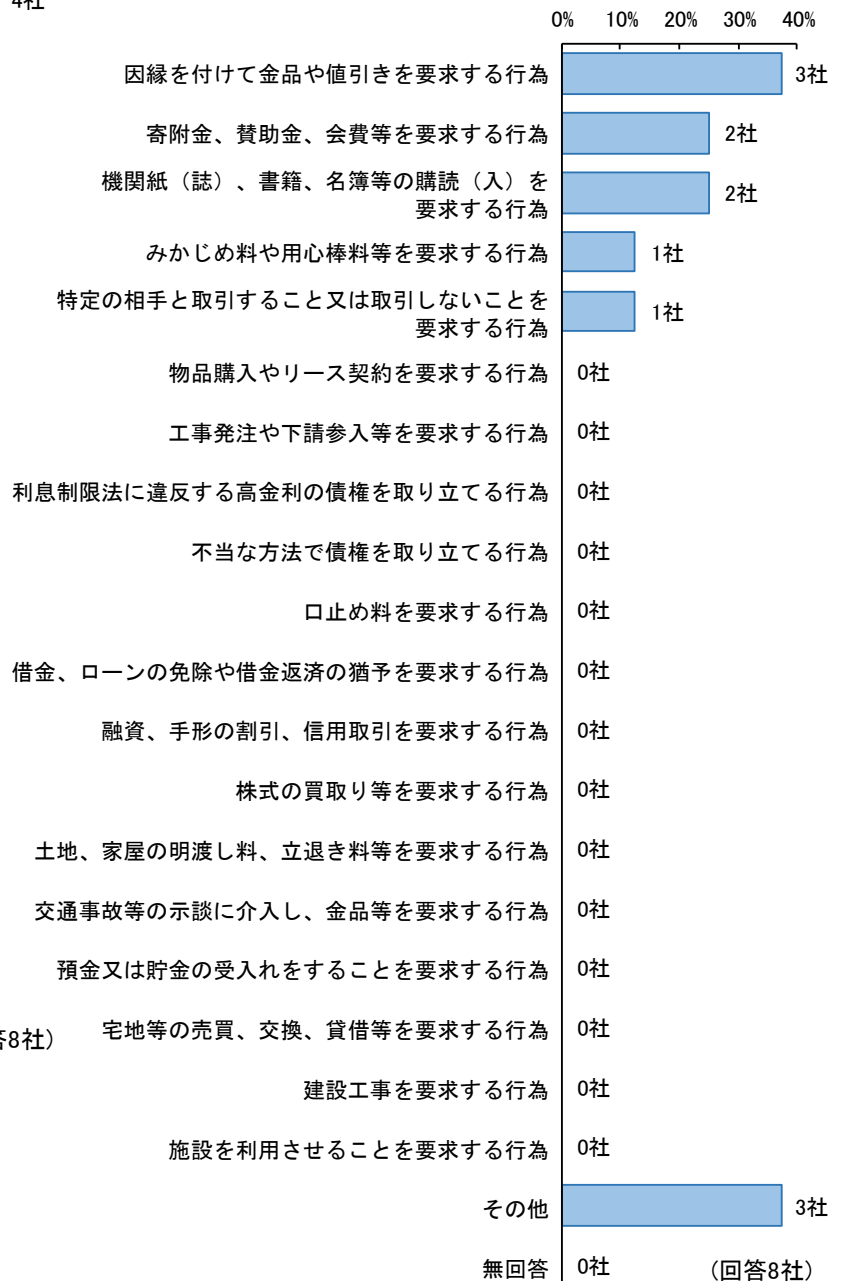
1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業8社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「暴力団関係者」が4社と最も多く、以下「業界の仕切り役」、「貴社の属する地域や職域に一定の既得権益を主張する者」、「社会的、政治的な活動家」、「近隣住民」、「社会運動標ぼうゴロ（えせ同和等）」（いずれも1社）と続く。



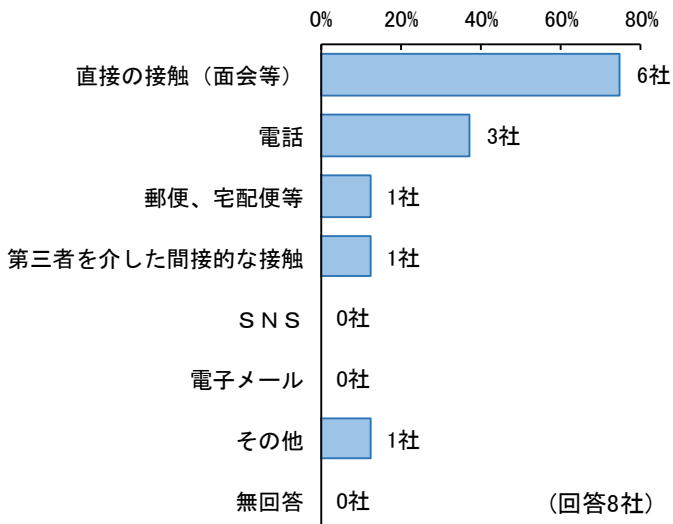
1.6 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業8社について、不当要求行為の内容をみると、「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」が3社と最も多く、以下「寄附金、賛助金、会費等を要求する行為」、「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為」（ともに2社）、「みかじめ料や用心棒料等を要求する行為」、「特定の相手と取引すること又は取引しないことを要求する行為」（ともに1社）と続く。



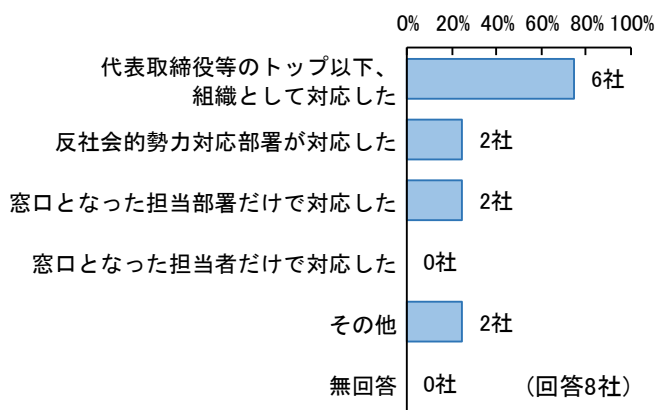
1.7 不当要求の手段について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業8社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「直接の接触（面会等）」が6社と最も多く、以下「電話」（3社）、「郵便、宅配便等」、「第三者を介した間接的な接触」（ともに1社）と続く。



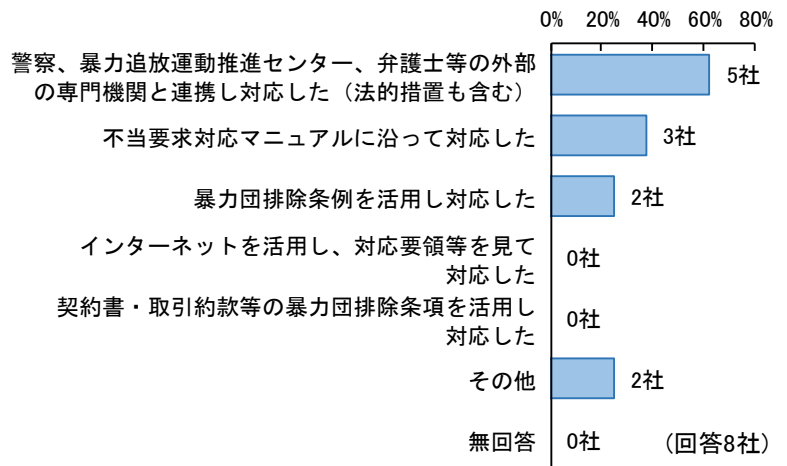
1.8 不当要求への対応部署について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業8社について、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」が6社と最も多く、以下「反社会的勢力対応部署が対応した」、「窓口となった担当部署だけで対応した」（ともに2社）と続く。



1.9 不当要求への対応について（複数回答）

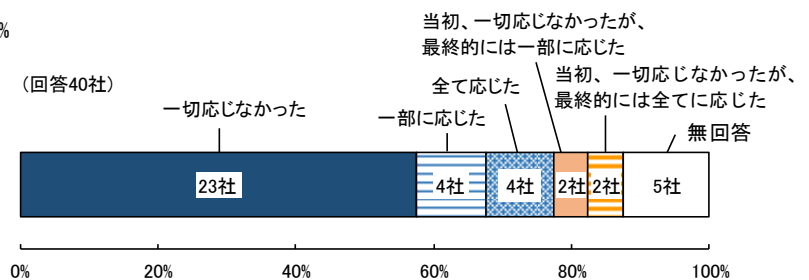
過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業8社について、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し対応した（法的措置も含む）」が5社と最も多く、以下「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」（3社）、「暴力団排除条例を活用し対応した」（2社）と続く。



1.10 不当要求への対処について

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業40社について、どのように対処したかをみると、「一切応じなかった」企業が23社（57.5%）となっている。

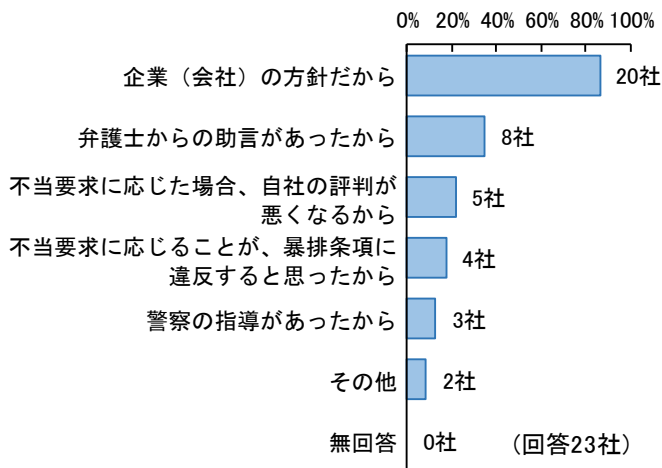
一方、「一部に応じた」、「全てに応じた」がともに4社、「当初、一切応じなかったが、最終的には一部に応じた」、「当初、一切応じなかったが、最終的には全てに応じた」がともに2社となっている。



1.11 不当要求に応じなかった理由について

(複数回答)

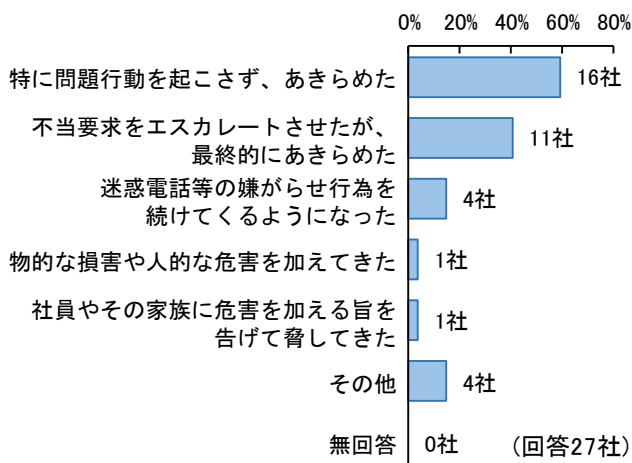
不当要求に「一切応じなかった」と答えた企業 23 社について、不当要求に応じなかった理由をみると、「企業(会社)の方針だから」が 20 社と最も多く、以下「弁護士からの助言があったから」(8 社)、「不当要求に応じた場合、自社の評判が悪くなるから」(5 社)、「不当要求に応じることが、暴排条項に違反すると思ったから」(4 社)、「警察の指導があったから」(3 社)と続く。



1.12 不当要求を拒否した場合の相手方の反応

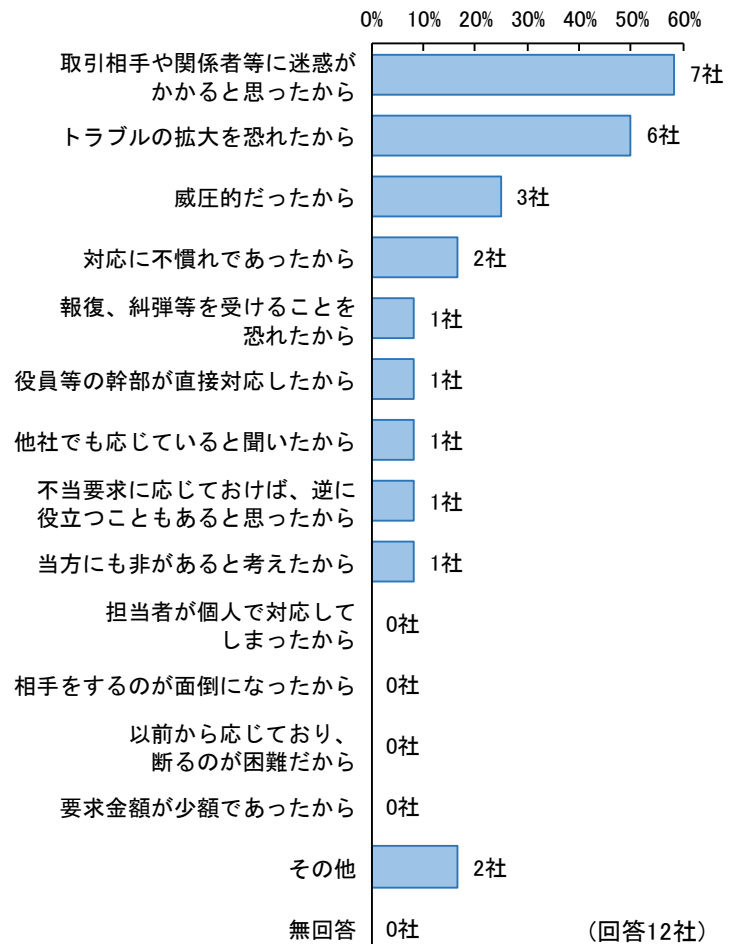
(複数回答)

「一切応じなかった」、「当初、一切応じなかったが、最終的には一部に応じた」、「当初、一切応じなかったが、最終的には全てに応じた」と答えた企業 27 社について、不当要求を拒否した場合の相手方の反応をみると、「特に問題行動を起こさず、あきらめた」が 16 社と最も多く、以下「不当要求をエスカレートさせたが、最終的にあきらめた」(11 社)、「迷惑電話等の嫌がらせ行為を続けてくるようになった」(4 社)、「物的な損害や人的な危害を加えてきた」、「社員やその家族に危害を加える旨を告げて脅してきた」(ともに 1 社)と続く。



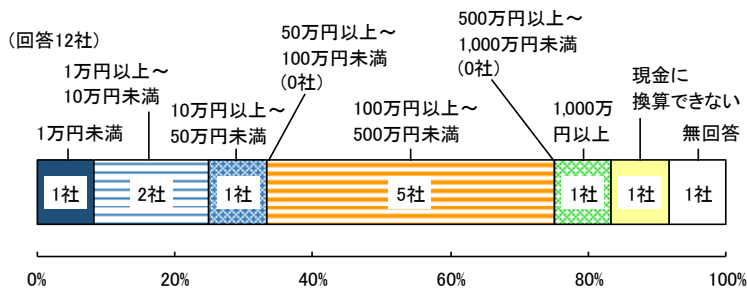
1.13 不当要求に応じた理由について(複数回答)

「一部に応じた」、「全てに応じた」、「当初、一切応じなかったが、最終的に一部に応じた」、「当初、一切応じなかったが、最終的には全てに応じた」と答えた企業 12 社について、不当要求に応じた理由をみると、「取引相手や関係者等に迷惑がかかると思ったから」が 7 社と最も多く、以下「トラブルの拡大を恐れたから」(6 社)、「威圧的だったから」(3 社)、「対応に不慣れであったから」(2 社)と続く。



1.14 過去5年間に応じた要求金額について

「一部に応じた」、「全てに応じた」、「当初、一切応じなかったが、最終的に一部に応じた」、「当初、一切応じなかったが、最終的には全てに応じた」と答えた企業12社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「100万円以上～500万円未満」が5社と最も多く、以下「1万円以上～10万円未満」（2社）、「1万円未満」、「10万円以上～50万円未満」、「1,000万円以上」、「現金に換算できない」（いずれも1社）と続く。

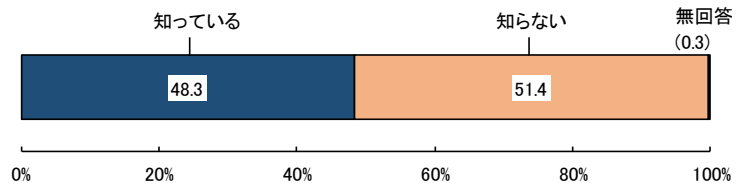


2 「企業防衛対策の取組状況」について

2.1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っている」とした企業の割合は48.3%（1,126社）、「知らない」は51.4%（1,196社）となっている。

(回答2329社)

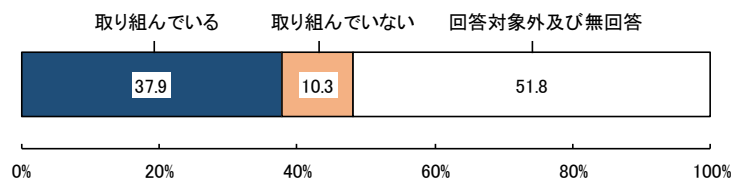


2.2 「指針」に沿った取組みについて

本アンケートにおける全回答企業2,329社でみると、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は37.9%（882社）、「取り組んでいない」は10.3%（241社）となっている。

【アンケート全回答企業】

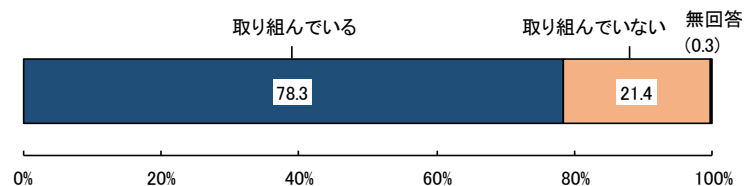
(回答2329社)



「指針」を知っている企業1,126社のうち、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は78.3%（882社）、「取り組んでいない」は21.4%（241社）となっている。

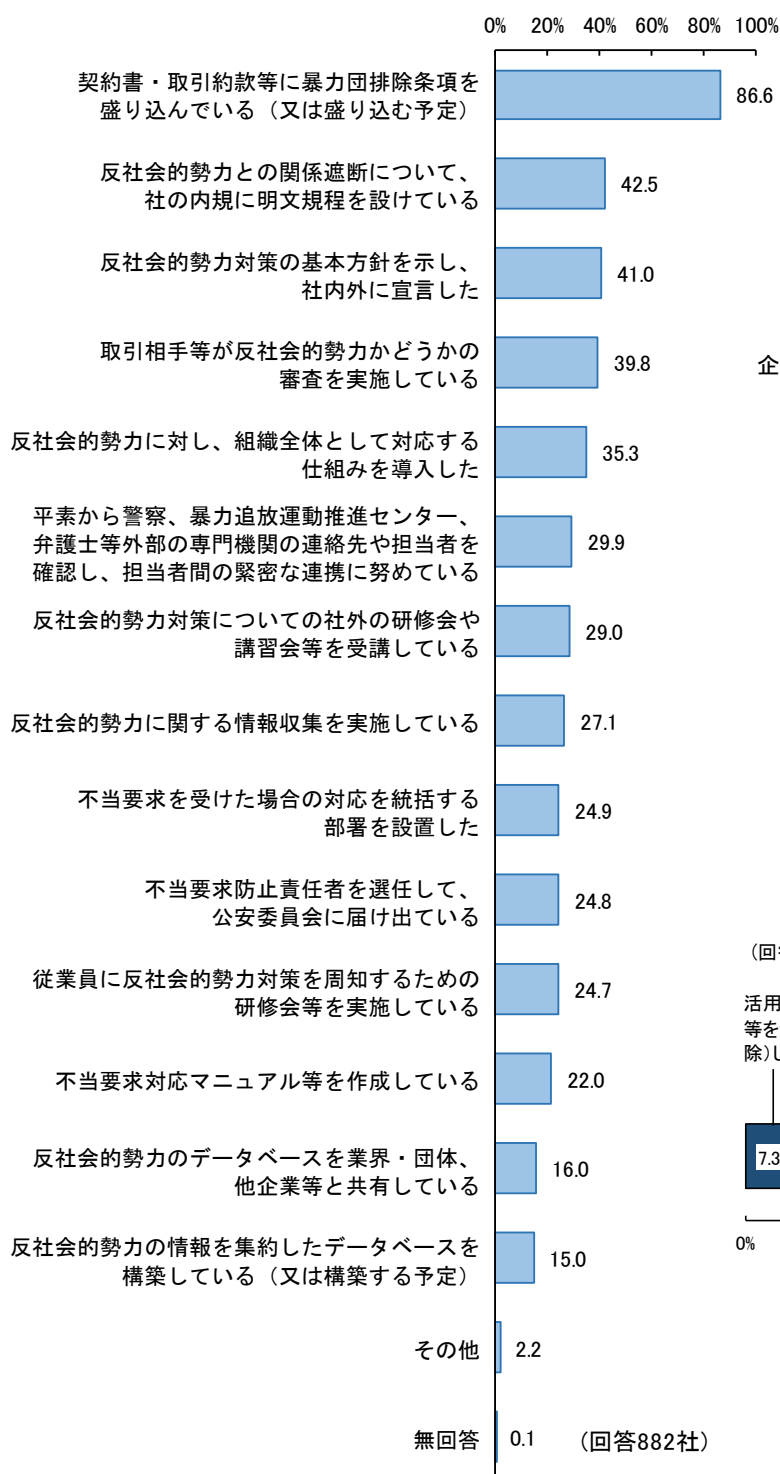
【「指針」を知っている企業】

(回答1126社)



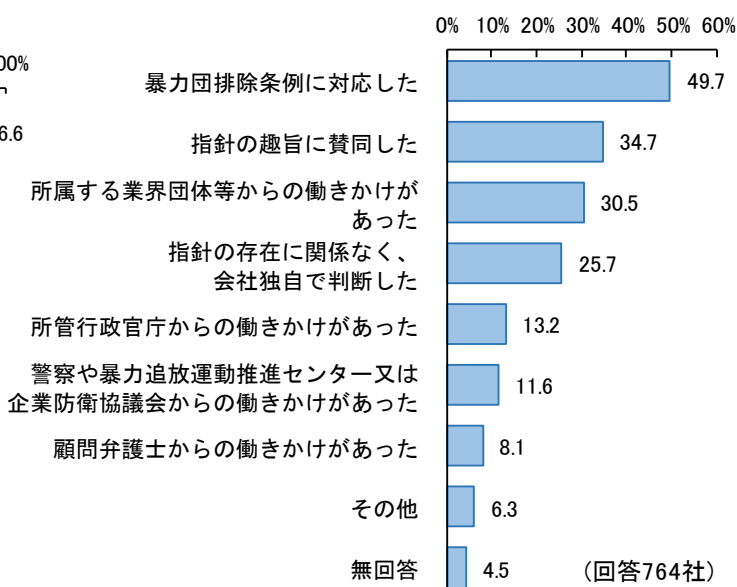
2.3 反社会的勢力による被害を防止するための取組内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っている企業 882 社について、その取組内容を見ると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」が 86.6%（764 社）と最も多く、以下「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」（42.5%）、「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」（41.0%）、「取引相手等が反社会的勢力かどうかの審査を実施している」（39.8%）と続く。



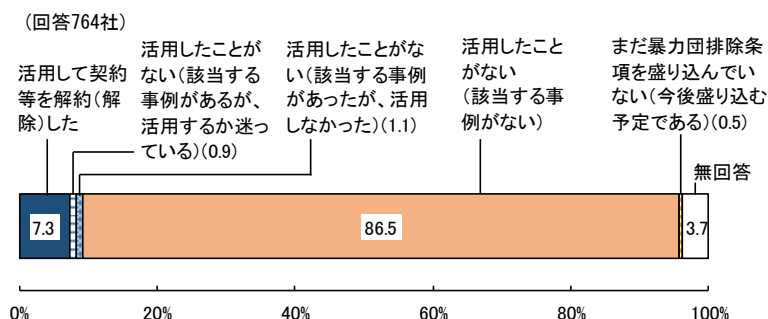
2.4 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について（複数回答）

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 764 社について、その理由をみると、「暴力団排除条例に対応した」が 49.7%と最も多く、以下「指針の趣旨に賛同した」（34.7%）、「所属する業界団体等からの働きかけがあった」（30.5%）、「指針の趣旨に賛同した」（34.7%）、「指針の存在に関係なく、会社独自で判断した」（25.7%）と続く。



2.5 暴力団排除条項の活用について

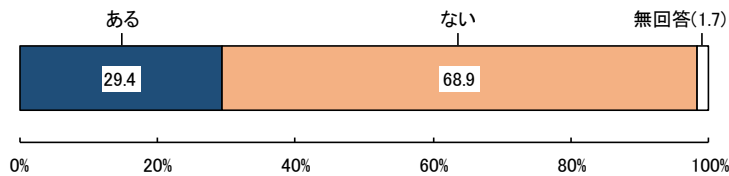
「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 764 社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」企業は 7.3%であった。



2.6 反社会的勢力による被害防止対策の困難性について

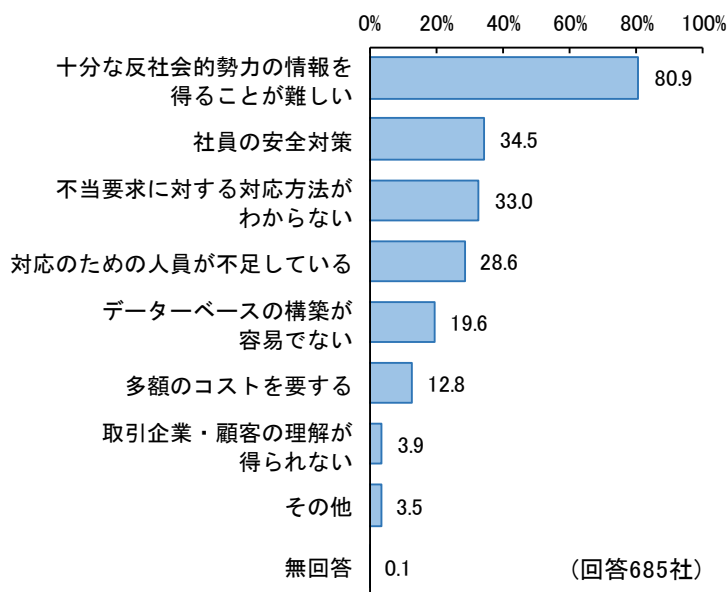
反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業の割合は29.4%（685社）であった。

（回答2329社）



2.7 困難の内容について（複数回答）

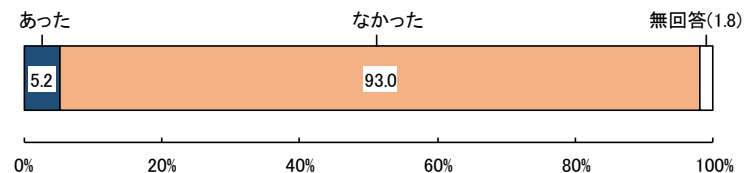
反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業685社について、その内容をみると、「十分な反社会的勢力の情報を得ることが難しい」が80.9%と最も多く、以下「社員の安全対策」(34.5%)、「不当要求に対する対応方法がわからない」(33.0%)、「対応のための人員が不足している」(28.6%)と続く。



2.8 反社会的勢力との関係遮断について

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成23年10月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は5.2%（122社）であった。

（回答2329社）

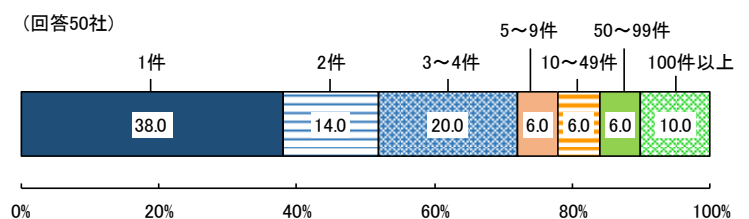


2.9 関係を遮断した件数について

関係遮断を検討したことがあった企業122社のうち、実際に関係を遮断した件数をみると、契約締結前に関係を遮断した50社では「1件」が38.0%と最も多く、以下「3～4件」(20.0%)、「2件」(14.0%)、「100件以上」(10.0%)と続く。

【契約締結前】

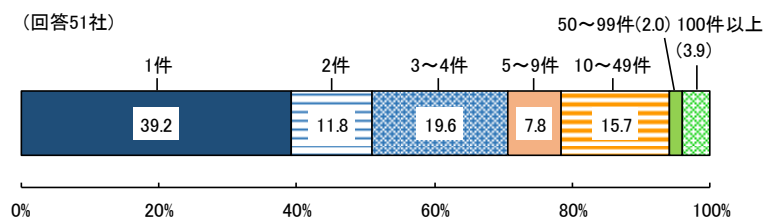
※関係を遮断した件数が判明した企業



また、契約締結後に関係を遮断した51社では「1件」が39.2%と最も多く、以下「3～4件」(19.6%)、「10～49件」(15.7%)、「2件」(11.8%)と続く。

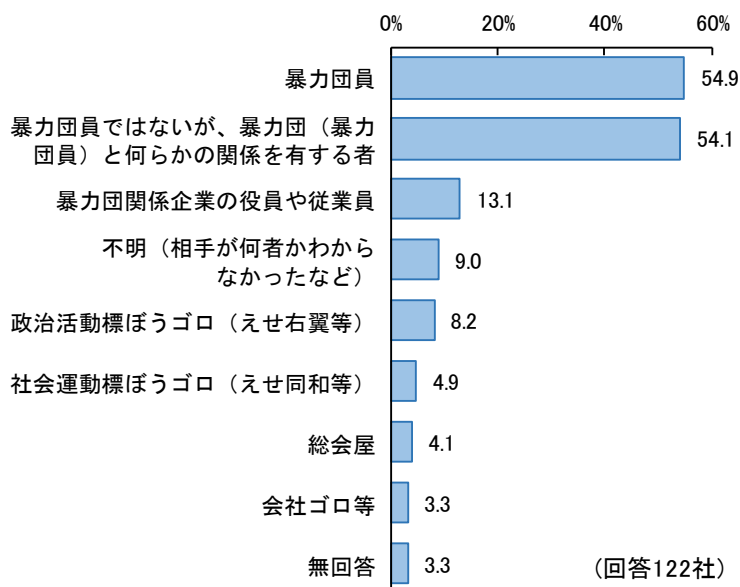
【契約締結後】

※関係を遮断した件数が判明した企業



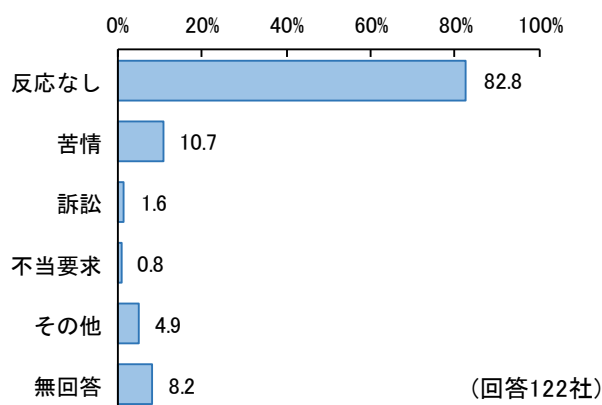
2.10 関係遮断を検討したことがある相手方の属性について（複数回答）

関係遮断を検討したことがあった企業 122 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員」が 54.9%と最も多く、以下「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係有する者」（54.1%）、「暴力団関係企業の役員や従業員」（13.1%）、「不明（相手は何者かわからなかったなど）」（9.0%）と続く。



2.11 関係遮断後の相手の反応（複数回答）

関係遮断を検討したことがあった企業 122 社について、関係遮断後の相手方の反応をみると、「反応なし」が 82.8%と最も多く、以下「苦情」（10.7%）、「訴訟」（1.6%）、「不当要求」（0.8%）と続く。

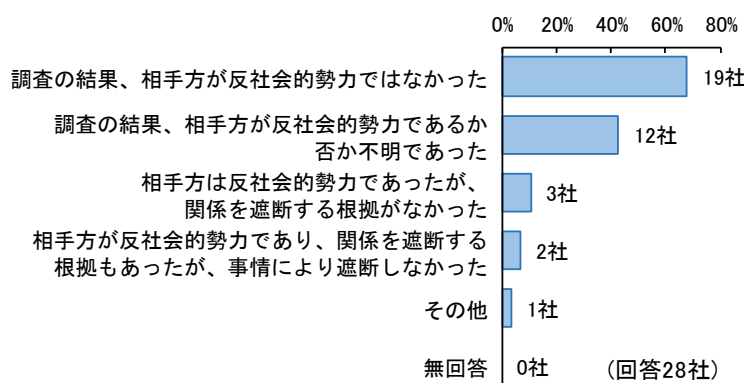


2.12 関係を遮断しなかった理由について（複数回答）

契約前に関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業 28 社についてその理由をみると、「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が 19 社と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」（12 社）、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」（3 社）、「相手方が反社会的勢力であり、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」（2 社）と続く。

【契約前の事例】

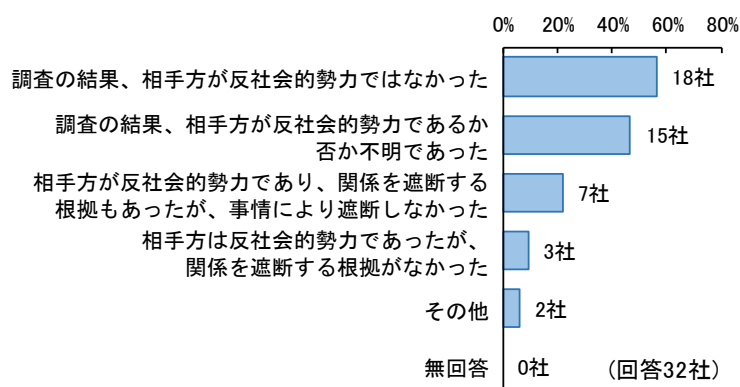
※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業



また、契約後に関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業 32 社についてその理由をみると、「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が 18 社と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」（15 社）、「相手方が反社会的勢力であり、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」（7 社）、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」（3 社）と続く。

【契約後の事例】

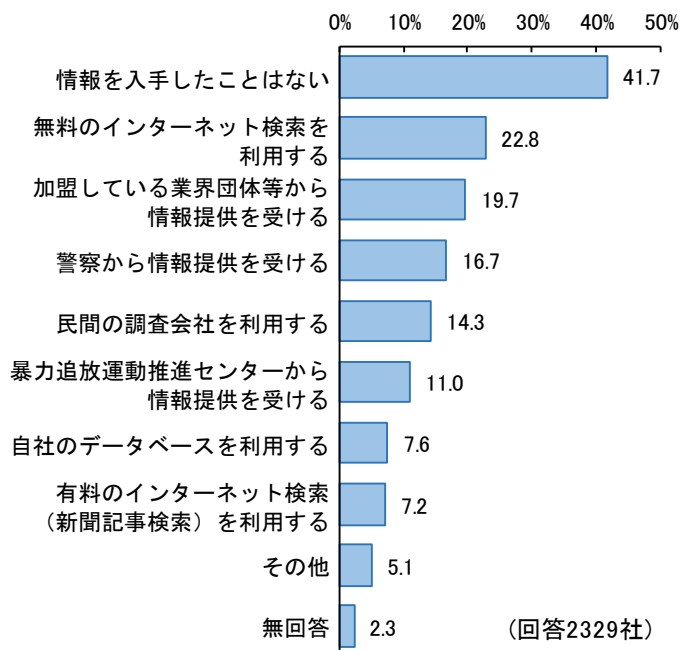
※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業



2.13 反社会的勢力に関する情報の入手方法について（複数回答）

取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの情報の入手方法について、「情報を入手したことはない」とする企業は41.7%であった。

一方、入手する方法について、「無料のインターネット検索を利用する」が22.8%と最も多く、以下「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」（19.7%）、「警察から情報提供を受ける」（16.7%）、「民間の調査会社を利用する」（14.3%）と続く。



調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会
